

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○葉梨委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。階猛君。

○階委員 国民民主党の階猛です。

きょうは平成最後の三月二十六日ということなのですが、もうすぐ新しい元号も決まります。今では平成最後の何とかという言葉がちまたではよく聞かれるんですが、もうすぐ新しい元号が決まれば、その新しい元号最初の何とか、こういう言葉がまたあふれてくると思うんですね。

ところで、ちよつと内閣から出されているこの法案、民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案、これはもうすぐこの委員会でも審議がされるんだろうと思っておりますけれども、その中で、この法案が成立したときの法律番号、法律番号というのは、平成の時代に成立したものであれば、例えば平成三十一年法律第何号というような形になるわけですが、我々がこれから審議するこの法案について言えば、ひよつと

たら新しい時代になって成立するかもしれない、こういう微妙な時期に差しかかっているわけですが、ひよつとすると新しい時代の第一号の法案がこれになるかもしれない、こういう状況です。

ところで、私、これをめくってみますと、三十三ページというところに、この法律が成立した後、法律番号が平成三十一年法律第何とか号、第何とか号のところは空欄になっています。平成三十一年とあらかじめ印字してあるんだけど、本当にこれでもいいんでしょうかということなんです。

もうはなから国会では平成三十一年中に成立して、そして公布するんだというふうに決めてかかっているのであれば、それは国会軽視であるし、問題だし、逆に、それはどうなるかわかりませんということであれば、はなからここに平成三十一年と書くべきではないし、いずれにしても問題だと思っております。

まず、なぜ平成三十一年法律第何とか号というふうに条文上なっているのか。これは民事局長でいいですか、お答えください。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

一般に、内閣提出法案につきましては、その法案の規定の中で未公布の法律に付される法律番号を引用する際には、その法律案が提出された年を付しまして、例えば「平成三十一年法律第何号」などと記載するのが慣例になっております。

このことは、法律案の規定の中で、当該法律案が成立した際に付される法律番号を引用するというケースにおきましても同様でございます。

この国会に提出いたしました民事執行法改正案

におきます記載は、このような慣例に倣ったものでございます。

○階委員 では、仮にこの法案が新しい時代になって成立されて公布された場合、今のこの文言は変わらないということでもいいんですか。

○小野瀬政府参考人 お答えいたします。

この民事執行法の改正案におきます「平成三十一年法律第何号」の記載をしておりますけれども、この改正案が平成三十一年四月中に成立しなかつた場合のこの記載の取扱いにつきましては、現時点では、関係各所とも相談の上で検討する必要があるものと認識しております。

○階委員 ということは、どうなるかわからないということなんですよね。

どうなるかわからないんだしたら、平成三十一年というところ自体もブランクにすればいいんじゃないんですか。なぜそうしないんですか、お答えください。

○小野瀬政府参考人 先ほど申し上げましたとおり、内閣提出法案につきましては、未公布の法律に付される法律番号は法律案が提出された年を付すというその慣例に倣ったものでございますので、その提出した三月時点における平成三十一年ということを使わせていただいたというものでございます。

○階委員 おまけに、御丁寧に、その下を見ますと、「以下「平成三十一年改正法」というところまで書いているんですね。

これはこのまま条文が残る可能性もあるようなさっきのお話でしたけれども、非常に何か見ればえ

が悪いですよ。もしこれが新しい時代になって最初の法律になった場合に、平成三十一年改正法という、これはちよつとおかしいでしょう。

だから、まだ今審議が始まっていないわけですから、これぐらいの訂正だったら、私は別に野党だって反対するとは思えないし、やるべきではないでしょうか。

○小野瀬政府参考人 済みません、先ほど私、提出を三月と申し上げましたけれども、二月の誤りでございました。

先ほど申し上げましたとおり、提出された年を付すという慣例に従っておりますので、私どももいたしましては、法案としましては平成三十一年という記載にさせていただいておるといふものでございます。

○階委員 慣例ですから別に拘束力はないわけですし、大臣、今のやりとりを聞いていて、もしこの法案が成立した日がちょうど時代の変わり目でもし法律第一号というふうになった場合に、この文言がこのまま残るといふのは非常に見ええが悪いと思いますよ。修正するならば修正するということでの場で言うていただければ、タイミングについてはもちろんいろいろなタイミングはあるんですけども、この文言をそのまま残すといふのは私はおかしいと思います。

ということ、御見解をお願いします。

○山下国務大臣 これは、こういった提出時の慣例で、引用をするときにどのような略称にするのかという慣例によるものだろうと思っております。これは、法務省がこの法律に限ってやったこと

ではなくて、他省庁であるとか、あるいは、これは時代を超えることもそうですが、例えば年度がかわることもあり得ると思うんです。というのは、提出時は例えば平成二十七年でありますけれども成立は二十九年だったというような場合には、当然、審議の過程で二十七年法というのを二十九年法というふうに変えるわけです。

こういったことは多々あるかと思われまので、そういった取扱い、これは国会一般の取扱いの慣例によるものですから、それも検討した上で考えたいと思っております。

○階委員 これは、さっきから慣例という言葉が言われておりますけれども、慣例はないですよ、これ。初めてのケースじゃないですか。あらかじめ元号がいつ変わるといふのはわかっています、それで、その直前に法案が提出され、そして変わって目で成立するかしないか微妙なときになっている。これは慣例はないと思いますよ。

元号が変わるかどうかという話ですから、年度がかわるとか、西暦の年がかわるとかとはちよつと重みが違うと思うんですね。私は、慣例がないことなので、ここは、平成三十一年とはなから決めて、平成三十一年改正法というふうに条文に書いていっているのはいかがなものかと思えますよ。

ここは、やはり法をつかさどる法務大臣として、あるいは国務大臣として、しっかり問題を内閣で共有していただいて、もし、こういう文言で成立公布の時期が新しい時代になったらどういふふうにかかえないかという選択はないかと思っておりますが、書

きかえないのか、そうしたことをちゃんと問題提起していただいて、内閣で早目に方向性を決めるべきだと思いますけれども、大臣、もう一度お願いいたします。

○山下国務大臣 これは法律の特定の方法として、元号とまた年数、そして法律第何号というところで特定しているんだろうというふうな考えでありますので、それをちよつとこの場で申し上げるということはできないんだろうと思っております。

元号と年号で特定するという意味においては、年数が変わっても、法律の特定という意味においては、これは同じ扱いなんだろうというふうな考えておりますので、元号が変わるといふことであるいは年数が変わるといふことは基本的には同じではないかというふうな今考えておりますが、なお議員の問題意識につきましては、さまざまなお話で、これまでの取扱いも含めて検討していきたいと考えております。

○階委員 多分、実務上の取扱いは、文言がどうであれ、新しい時代に成立して、それで第一号の法律だったら、新しい年号が来て、何とか年、それで第一号、こういうふうになるわけですね。

私が問題視しているのは、実際の法律番号とこの条文上の書きぶりですね、平成三十一年改正法、これが食い違うようなことがあると、せっかくの新しい時代の第一号の法律が、ちよつと整合がとれなくて見ええが悪いんじゃないかと思えます。

慣例がない話ですので、ぜひこれから御検討いただきたいと思っております。最初の方で、他の省庁ともいろいろ絡みがあるというお話もあり

ましたので、これはぜひ内閣の方で御検討いただきたいと思います。よろしいですか。

○小野瀬政府参考人 御指摘の、三十一年四月中に成立しなかった場合のこの記載の取扱いにつきましては、関係各所とも相談の上で検討してまいりたいというふうに考えております。

○階委員 では、きょうはこの程度にして、もう一つ積み残しの問題がありましたので、最高裁に來ていただいております。

最高裁、この間の家庭裁判所での殺人事件について、警備体制に不備があったのではないかという問題意識をお伝えしたと思えます。

不備があったかどうかという前に、事実関係です、警備の人員がこれまでどうなってきたのか、同じ質問ですの繰り返し返しません、ファクトだけ、まず教えてください。

○村田最高裁判所長官代理者 まず、警備業務に従事する守衛の減少数でございます。

前回、平成二十九年から平成三十年にかけての守衛の減少数、十六人とお答えしたんですけれども、これは下級裁の人数でございます、このほかに最高裁の減少もございましたので、平成二十九年から平成三十年度にかけての全国の守衛の減少数は十八でございます。このうち、東京地裁、東京家裁管内はいずれも減少なしでございます。

その上で、委員の御質問であるところの平成二十一年度から平成三十年度にかけての全国の守衛の減少数ですが、下級裁判所で百三十七人、最高裁判所分を含めると全国で百四十五人の守衛の

減少となっております。

このうち、東京地裁管内を担当する守衛は十一の減少でございます、東京家裁管内を担当する守衛は六人の減少でございます。（階委員「ちよつと、まだ、質問通告されていますよね、ほかの数字もありました」と呼ぶ）

その場合の外部委託の予算額でございますけれども、守衛の削減分と直接の対応関係がないので、そこだけ切り出せないというのは前回申し上げたとおりでございますが、外部委託費を申し上げますと、平成二十一年度は約七億円でございました。平成三十年度が約十四億円、平成三十一年度が約十五億円となっております。

東京高裁及び東京地家裁管内の予算額につきましては、平成二十一年度が約一・八億円、平成三十年度が約二・四億円になってございます。

○階委員 今のような数字で、警備業務の人数は定員減少に伴ってかなり減っているということがあります。

その上で、今回の事件に関して、裁判所として警備面等で反省すべき点はないのか、お答えください。

○村田最高裁判所長官代理者 御指摘の件につきまして、亡くなられた被害者と御遺族の方には改めてお悔やみを申し上げます。

その上で、現段階で把握している事実関係でございますけれども、東京家庭裁判所においては入庁時に所持品検査を実施しているところでございますが、今回の事件は、被害者の方が東京家庭裁判所に来庁した、建物に入ろうとした際に、庁舎

の外にいた加害者が走り寄ってきて、所持品検査場より手前、被害者が玄関の中に入ろうか入るまいかという、その玄関入り口付近において加害行為があつて、その後、加害者は直ちに建物の外といますか敷地外に逃走したというふうなところまで客観的な事実としては確認ができております。

更に詳細な発生状況、経緯につきましては、なお関係者から事情聴取するなどして、更に詳細な事実関係の把握に努めておりますので、なお、まだちよつと十分に把握できていないところがございます。まして、警備面等での不備の有無については、きょうの時点ではお答えを差し控えています。いただきたいと思えますが、引き続き警察の捜査に可能な協力をするとともに、さらなる事実関係の把握に努めて、それを踏まえて適切に対処してまいりたいと考えております。

○階委員 今の事実関係だけでも反省すべき点は明らかになっていないと思えますよ。

というのは、入り口のところに入るか入らないか、ドアを通るか通らないかのところで事件が起きたわけでしょう。もう家庭裁判所の敷地内に入っていますよね。皆さんの管理権ですよ。そこで事件が起きたんだから、皆さんに警備の責任はあるでしょう。その警備の責任を果たせなかった、このことについてはどう考えているんですか。

○村田最高裁判所長官代理者 敷地内で発生した事件であるというのは御指摘のとおりでございます。

ただ、何かあらかじめ手だてを講ずることによってこれが防げたのかどうか、そういう意味で落

ち度があつたかなかつたか、このことについては、詳細に事実関係を把握した上で検討してまいりたいというふうに考えております。

○**階委員** 私も弁護士なので、家庭裁判所とか何度も入ったことはありますけれども、いつも守衛さんが入り口のところに立っているじゃないですか。あの人たちは何をしていたんですか。

○**村田最高裁判所長官代理人** 当時立哨をしていた警備員は中にも外にもおつたんですけれども、これらの者からの事情は聴取しております。おりますが、まだそれで十分かどうかというところ、分析の途中でございます。ですので、そこに何か落ち度があつたかなかつたか、この辺については、更に詳細を検討して分析してまいりたいと考えております。

○**階委員** 前回質問して、次、質問しますよと言って、もう四、五日たっているわけですよ。それで何も責任について言えないというのはおかしいでしょう。大体、どういう事件が起きたのか、その重大性を認識しているんですか。とんでもないことですよ。

法の支配を貫徹すべき裁判所で力の支配が行われた。これは前回言いましたけれども、あつてはならないことなんですよ。そういう重大なことが起きたという問題意識があれば、今のような答弁はないはずですよ。そんなのじゃ、質疑を続けられませんか。真面目に答えてください。時間は十分与えたはずですから。お願いします。

○**村田最高裁判所長官代理人** 当時の目撃状況等詳細は分析中でございます。いろいろ残っております。

証拠等から、先ほど申し上げたような事実経過、加害者が駆け寄り、そして加害行為に及んで逃走するまで約十秒ございました。この間、何ができたのか、できることがあつたのかなかつたのか、これは更に検討してまいりたいというふうに考えております。

○**階委員** 何のために守衛があそこに立って、いつも見張っているか。私、弁護士バッジがないと入れてもらえないんですよ。あそこを通してもらえないんですよ。そういうことは事細かにチェックしているのに、刃物を持っていた人はフリーパスですか。おかしいでしょう。

明らかに、私は、警備に問題があつた。その背景に人員を減らしたことが影響あつたのかどうかそこはわかりませんが、警備体制に問題があつたという反省はあつてしかるべきではないですか。反省の弁はないんですか。

○**村田最高裁判所長官代理人** 外におりました守衛、中にもおりました守衛、いずれからも事情聴取をしておりますが、その中で見落としのようなもの、あるいはそもそも体制として不備であつたかどうかというのは、もう少し分析をして、評価をさせていただきたいと思っております。お時間をいただきたいと思っております。

○**階委員** 全然、皆さんには、裁判所に対する信頼が揺らぐことへの危機感とか、そういうのが感じられないんですよ。もっと危機感を持つていただきたいし、もっと迅速に対応していただきたい。これは何なんですか。人が一人死んでいるんですよ、裁判所の入り口で。とんでもないことが起き

ていますよ。

私も、家庭裁判所の前で、多分離婚調停を終えた御夫婦なのか離婚した方なのか、トラブルになつている姿を見たことがありますよ。そういうときに、警備員が、ここは裁判所だからやめてくださいと割つて入つてとめた、そういう光景も見たことがあります。

今回、刃物を持って走つて入つてきた人を何でとめられないんですか。

ちなみに、その警備員は外部委託なのか、それともももとの職員なのか、この点は把握していただけますでしょうか。

○**村田最高裁判所長官代理人** 申しわけございません、警備員の属性については把握しておりません。（階委員「だめだ、そんなんじゃないだめだ、質問できないよ、いいかげんですよ」と呼ぶ）

○**葉梨委員長** 村田局長、現時点ではなかなか調査し切れていないという答弁なんですけれども、早急にちゃんと、大事な事件ですから、やりますというのをちゃんとやってください。

○**村田最高裁判所長官代理人** 委員御指摘のとおり、大変重大な結果をもたらした事件であるというところは我々としても受けとめておるところでございます。ですので、慎重に検討をさせていただきます。いておるところでございます。もう少しお時間をいただきたいと思います。分析の後、また御報告させていただきます。

○**階委員** では、しっかりした、文書の形で、証拠に基づいて説明をして、そして、反省すべき点があれば反省すべき点もちゃんと記載していただ

いて、再発防止策もちゃんと記載していただいて、そうしたものがきっちりそろわなければ、裁判所への信頼は回復できないと思いますよ、安全面の信頼は。そこは重々肝に銘じてください。

もう時間が無駄になってしまいました。その責任も感じてください。

さて、四月一日から新しい外国人の受入れ制度が始まります。

一月二十三日の閉会中審査、私も質問しましたけれども、ほかの委員からも、地方から都市部に流出してしまうのではないかとということで、地方の人手不足は解消に至らないんじゃないかという問題意識から質問がされていたわけです。佐々木政府参考人の方からは、状況に応じた対応、調整を早急に講ずるとか、協議会による大都市圏での受入れの自粛要請や、人材引き抜きの自粛要請なども期待できる、あるいは、転職に伴う在留資格変更の必要性等の厳格な審査を行うといったようなことが答弁としてありました。大臣もそうした趣旨の答弁をされていたと思います。

まず、状況に応じた対応とか調整というのは具体的方法が明らかではないと思いますし、自粛要請ということについては、受入れ側が自粛したとしても、働く外国人は拘束できないはずですし、実効性がないと思います。それから、在留資格変更の厳格な審査というんですけれども、どういう審査を行うのか、これも明らかではないと思います。

もう一步具体的な内容、あるいは実効性のある内容をここで説明していただく必要があると思います。

ます。大臣からの御答弁をお願いします。

○山下国務大臣　まず、大都市に外国人材の受入れが過度に集中しないようにすること、これはもう政府としてもこの問題意識は共有しているところでございます。

その全体像からまず申し上げますと、今、大都市に集中するのではないかとというふうに言われていることについて、一つは、やはり地方にちゃんとした受皿があるのかという点がございます。その地方における受皿をしっかりとつくるという意味において、例えば、ワンストップで外国人が理解できる言語で情報を受け取れる、地方公共団体における一元的相談窓口の整備支援であるとか、あるいは、外国人の受入れ支援や共生支援を行う受皿機関の立ち上げなど、地方公共団体が行う先導的な取組に対する地方創生推進交付金などによる支援などをしていきたいと考えております。

そして、都会でなければ外国人の快適な受入れがならないというのがあるのであれば、そうしたことのないように、さまざまなマニュアルであるとかそういったものをつくらせていただく。

一方で、実際に地方で就労することの魅力、これも周知していく必要があるというふうに考えております。

というのは、東京で働くということは、確かに賃金は高いかもしれませんが、家賃であるとか、あるいは、言葉が通じないといいますか、言葉がそれほど日本人並みではない外国人にとって、苦痛なものの一つに通勤がございまして。長時間電車で揺られて来るという都会がよいのか、あるいは

自転車で通勤できるという地方がよいのか。あるいは、地方ならではの、例えば企業における人的な関係であるとか、そういったものを周知させていくということになるかと思えます。

そして、御指摘の協議会については、これは分野別の所管省庁も加わっていただいて、もちろん我々法務省等の規制所管庁も加わらせていただいて、人手不足が深刻な分野について、全国的に人手不足の状況や偏在の状況を把握して、それについて適正な配分というか、やはり協議会全体としては、一つの地域だけがどおんと突き抜けて伸びるということは望んでいないわけでございますから、そうした分野が、全国において必要なところに必要な人材が行くということも、自主的な取組として図っていただけるのでありうかと考えております。

そうした中で、例えば、自主的な取組の一つとして、自粛等ということがあり得るのかもしれない、協議会の中でですね、というふうなことも考えております。

また、法務省が行う厳格な審査というのは、例えば、地方から都会に移る場合に、要は引き抜きとか、本来、要するに、仲介とかそういうことをしてはならない者の仲介により転職をするということが散見される場合があるかと考えます。そういういった場合には、受入れ機関の変更というのは、これは在留資格の変更になりますので、そうした際に、どのようなきっかけで変更するのか。その際に、本来、職業紹介等を行えない者が関与しているというようなことが判明したら、その変更

については、厳しい審査として、場合によっては認めないというようなことも考えていきたいと考えております。

○階委員 そうすると、それこそ、より高い賃金を求めて転職しましたという場合は、別に引き抜かれていくわけでもないわけで、本人の自発的な意思だから、それはその厳格な審査でも防ぎようがないですよ。確認まで。どうでしょう。

○山下国務大臣 基本的に、そういった審査の要件を満たしているのであれば、これは資格変更を認めるということにはなりません。

ただ、その分、従前勤めているところの人間関係であるとか、そういったところで継続的に働いていただけということのメリット、これもしっかりと伝えていきたいと考えております。

○階委員 そうはいつても、外国の方は、もともとその地域に地縁、血縁があったわけでもなく、やはり一番の目的はお金を稼ぐということであらわれている。そうなると、やはり待遇がいいところはどうしても流れるんじゃないかなと思います。

きょうは厚労省にも来ていただいていますけれども、例えば介護報酬という場合は、国の制度上、都市部の方が最初から高く設定されているわけですよ。こうした中で、ほかの業種よりも更に外国人材が大都市圏に集中してしまうのではないかと懸念があるんですけれども、厚労省参考人いかがですか。

○諏訪園政府参考人 お答え申し上げます。介護報酬につきましては、法律上、事業所が所在する地域等も考慮した、サービス提供に要する

平均的な費用の額を勘案して設定することとされておりまして、人件費の地域差を介護報酬に反映するための仕組みとして、地域区分を導入してきてございます。

これにつきましては、公平性、客観性の観点から、民間の賃金水準を反映して設定されている公務員の地域手当、これに原則準拠しておりますことから、他の業種よりも更に外国人材が大都市に集中する要因になるとは考えていないところでございます。

ただ、いずれにしましても、今、厚生労働省としましては、各都道府県におきまして、全四十七都道府県で、法務省主催説明会において参加するなどにより、あるいは、都道府県の部長会議等におきまして、介護分野における外国人材受入れの趣旨や取組などについて四十七都道府県の周知を進めるとともに、地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県の人材確保のための取組等を厚生労働省のホームページに掲載するというところをまず今取り組んでいるところでございます。

○階委員 介護の場合は、公務員と同じように、やはり地域間の格差が、もう制度上そうなっていますから、例えば協議会で相談して、この地域は給料が高過ぎるから少し減らしたらどうか、そんなことはできないですよ。そして、全体をならして、そして人が都市部に集まらないようにということとはできないですよ。

それと、協議会で自粛要請するなんていうこともあるようですけれども、先日、黒岩さんの質問だったか、どなたかの質問だったか、三月十三日

の厚労省の答弁の中で、外国人材の受入れをする施設、大体全国で十一・三万カ所と言っていました。

この十一・三万カ所、協議会に全部入ってきて、コントロールできるんですかね。十一・三万カ所、あなたのところは多過ぎるから減らさないとか自粛しなさいとか、そんなことができるんですかね。そもそも十一・三万カ所で協議会はどんなふうに運営するのか見当もつかないんですけれども、そのあたりはどのように考えているんですか。お答えください。

○諏訪園政府参考人 お答え申し上げます。協議会の具体的な進め方につきましては、今後、それぞれの事業所がサービスごとに所属する協会などございますので、そうした関係団体を通じて、具体的な運営のあり方について検討を進めていきたいというふうに考えております。

○階委員 四月一日から始まるこの新しい制度、今の段階で、協議会のあり方、どういうふう運営していくか決まっていないということなんです、それがいいんですか。おかしくないですか。

○諏訪園政府参考人 お答えいたします。協議会につきましては、今年度中を目途に立ち上げるということで現在調整しております。そうした中で、委員御指摘の具体的な議論の進め方、これについて検討、調整しているということでございます。

○階委員 十一・三万の施設が協議会に入って、本当に適切な受入れ体制、地方にもちゃんと人が行くような体制を整えられるのか、非常に疑問で

す。

そういう中で、やはり、私も提案しているように、地方、東北なら東北、九州なら九州、そういう地方ブロックごと、あるいは受入れ機関、各外国人労働者と契約を結ぶわけですから、その受入れ機関ごとに一定の枠を設ける。

例えば、分野別の協議会の場でそういう全体枠をどのように配分するかということも議論した上で地方の枠というのは決められるというふうにも思いますし、そういうことで、協議会に全部丸投げしないで、あくまで協議会からは一次的なニーズを上げてもらう場ということにして、最終的には、法務省が主体的に地方ごとあるいは受入れ機関ごとに受入れ枠を決めた方が、私は都市部に集まらない実効的なやり方というのが確立できるのではないかと思いますけれども、法務大臣、お願いします。

○山下国務大臣 まず、特定技能制度においては、分野というのが、これは人手不足が深刻で、外国人の人材の受入れが必要な産業上の分野ということで法定されているということで、地方によって区分けするということは法律上求められておりません。

それは、やはり在留資格というのが、これは日本国内における在留資格という、本邦における活動を定めるものであるということ、加えて、仮に御指摘のように地域ごとの上限を定めるといふことについては、要は、地域というのを、例えば都道府県ごとにするのか、あるいは、例えば東北なら東北、北海道なら北海道という、より広い形に

するのか、あるいは、その地域ごとにおいて、客観的、合理的な共通指標を適切に設定することができるのか、上限を適切に設定することができるのかなどの課題があるものと考えております。

例えば、ある地域において新しく大規模な工場が新設されるといったときに、地元の方も、国内人材も活用していたたくさんですが、そういった中で、人手不足の状況がその地域に新たにでき得るということもあり得る。そういったときに、余り細かい地域ごとの上限設定では、実際に、分野別運用方針では五年先の上限として運用するわけですから、そうした細かい区分けでは適切な配分というのが果たして可能なのかといったような疑問もございます。

また、受入れ機関ごとの上限設定についても、やはり、受入れ機関ごとにどういった指標を設けるのかというふうな問題、そういったものもございますので、私どもとしては、この分野別運用方針において、分野ごとに、今後、向こう五年受け入れる数、これを上限として運用させていただくという限度において、あとは、協議会等における自主的な取組であるとか、あるいは地方の魅力を増していく、あるいは地方に暮らした方が手残りが多いというようなこともあろうかと思えます。そうしたこともしっかりと周知していくという形で、大都市の偏在というのを防ぎたいと考えております。

○階委員 今、地方ごとの枠を決めるのは難しいんだという理由について述べてらるているんですけども、これは一月二十三日の我が党の源馬

委員の質問に対する答弁の中で、大臣は、各地域における人手不足も加味した上で、分野別運用方針に記載されている五年の受入れ見込みなどというのも判定している、こうお答えになっています。つまり、今回の五年の三十四万という数字は、ボトムアップで、地方のニーズ、地方の人手不足こうしたものを積み上げていって出された数字だということふうに私は受け取ったんですね。

だとするならば、地方ごとに、この地域は何人ぐらい必要なかということもわかっているはずだから、それを前提にして地方ごとの枠というのは決められるのではないかと思うんですよ。なぜできないのか、私はよく理解できないんです。もともとのこのたてつけ、三十四万人に至った、地方の人手不足も加味して決められていった、そういうたてつけ、プロセスを考えると、地方ごとの枠というのは決められると思えますが、いかがでしょうか。

○山下国務大臣 お答えします。

もちろん、地方の事情も加味して、その三十四万という数字は、三十四万五千五百十人ですね、定めたというのがございますけれども、これについては、委員の御指摘は、地方ごとに、地域ごとに上限を設けるということで、それ以上その地域には受け入れられませんというふうな上限を設けるということが果たして適当かどうか、客観的な指標ができるかどうか、そういったことがあるのかということ、先ほどのように答弁させていただいたわけでございます。

○階委員 やはり全国で三十四万というパイがあ

るわけですね。パイがあるわけで、それをいかにバランスよく切り分けていくか。そのためには、何ら、物差しというか、あるいはミシン目というか、そういうのをなしでその三十四万は自由に切り分けられる仕組みがいいのか、あるいは、ある程度ミシン目なり物差しなりというのをつくっておいて、それに基づいて配分する方がいいのか。私は、後者の方が、地方の人材不足解消には資すると思っております。

ちよつと、質問の流れで、通告の九番目の話に飛びますね。

地方の人材不足解消に資するようにするために、ワンストップセンター、相談窓口の話、あるいは受血機関、こうしたこともやるんだというの、さつき御説明ありました。

ところで、この委員会でも、地方に丸投げではないかと何人かの委員が指摘されていたんですけども、私、きのうレクで法務省の方に来ていたでいて、びっくりしました。各道府県に四十七個ワンストップセンターをつくるんだと言っておったので、じゃ、岩手県はどこにつくるんですか、いや、それは把握していませんと。把握していませんですよ。

あるいは、これは朝日新聞の記事ですけれども、ワンストップセンターの整備費の交付金の申請、まだ数が少ないみたいですね。こういう中で、本当にワンストップセンターというのが機能するんだらうか。法務省が司令塔の役割を果たすと言っていますけれども、全然果たされていないのではないかと思えます。

全国約百カ所、百カ所を上回っていると思えますけれども、その外国人の相談窓口、ワンストップセンターの準備状況が本当はどうなっているのか、これを具体的に御説明ください。

○山下国務大臣

お答えいたします。

この交付金、一元的相談窓口の設置、拡充について交付金により財政支援をするということで、これは二通りございまして、一つは整備費として三十三年度の補正予算で十億円、運営費として三十三年度予算案で十億円計上されております。整備費については満額、運営費については半分ということで、それぞれ上限一千万までということでございますが、整備費については三月十五日まで、運営費については三月二十日まで、それぞれ公募を行ったところでございます。

そうした中で、交付金の対象となる地方公共団体は全部で百一十団体でございます。そして、このうち、整備費又は運営費のいずれか、あるいは双方について申請した地方公共団体は六十八団体に達しております。内訳については、整備費については三十七団体、運営費については六十二団体であります。重なる団体もございしますが、そうした中で、まだ申請していない団体につきましては、これは、受け取ることとなる交付金を予算に計上して議会の承認を得るなど所要の手続を行う必要があるということが理由だというふうに承知しております。

そういったさまざまな事情から、今回の申請期間中に申請に至らなかった団体もあるということございまして、私どもとしては、四月以降に予

算措置をしても窓口の整備を実施したいとする地方公共団体も多数あると考えておりますので、そうした地方公共団体の事情にも配慮し、必要な繰越し手続をとった上で、二次募集を行えるよう努めてまいりたいと考えております。

○階委員 司令塔なんだから、尻をたたいて、しつかり四月一日に間に合わせるやらなくちゃだめじゃないですか。

ちなみに、岩手県もこの窓口をつくられるようですけれども、どこにつくられるんですか。把握されていきますか。

○山下国務大臣 済みません、ちよつと私に質問通告がなかったもので、今ちよつとこの時点では私自身把握しておりませんが、ただ、各道府県において、どこに設置するのかということは、国から決めるのではなくて、各道府県によって、最も適切と思われるところ、岩手県、大変広うございいますから、そういったところで、どこに設けるのがよいのかということは各地方自治体にお任せしているというところでございます。

○階委員 四月一日から法律が始まって、新たな外国人の受入れ制度をやらないと大変なことになると秋の段階でおっしゃっていたじゃないですか。それを進めるためにもこの相談窓口は重要だということもおっしゃっていたじゃないですか。どこにつくるかは自治体に任せていいと思えますよ。でも、今の段階で、どこにつくる予定かということも把握されていないというのはどういうことなんでしょうか。

きのうの段階では、事務方はわかっていない、

地元に任せているという話でした。ということでは、四十七都道府県、全然把握していないんじゃないですか。きのうの段階ではそう答えていました。

○山下国務大臣 説明に伺った者がどのような説明をしたかということですが、他方で、結局、今、自治体の中でも、どこに置くのかというふうな調整もしているというところでございます。そういった中で、やはり自治体の中でここに置くのだという調整を了して、そして我々にもこういうふうなお話があると、一般論でございますが。

岩手が今どういう状況かということは、今、私自身承知しておりませんが、そういった、各地方自治体でどこに置くのだということについてまず決めていただく必要があるということでありまして、そういった情報は、もちろん決まり次第、我々も収集させていただいて、必要なところで周知させていただきたいと思っております。

○葉梨委員長 階君、まとめてください。

○階委員 これで質問を終わりますけれども、きのう、そういうやりとりをして、私の方から、四十七都道府県、それぞれの相談窓口をどこに設置されるのか一覧表を出してくださいということで、出しますと言って、来たのがこれですよ、都道府県四十七団体。何県はこの場所とか一切書いていませんよ。それが、この時期ですよ、もう四月一日から始まろうとする段階で、まだ場所すら法務省として把握していない。とんでもないと思いますよ。

これで四月一日から法律の制度を始められるの

か、また、そもそも急ぐ必要はあったのか、甚だ疑問ですということを申し上げまして、質問を終わります。